

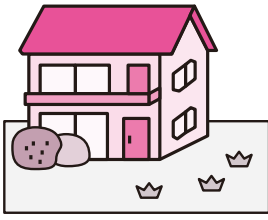
本会議のあらまし

平成27年館林市議会第4回定例会は、12月4日から17日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案は、追加議案を含め、議案20件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決されました。その他、群馬東部水道企業団議会議員の選挙が行われました。

人事案件

▽固定資産評価審査委員会委員の選任についてⅡ固定資産評価審査委員会委員の浅見哲雄さん（尾曳町）の任期が、平成28年1月25日をもって満了となることから、引き続き選任したいとして、地方税法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。



条例の制定

▽館林市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例Ⅱ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市における個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する事項を定めるものです。

本市の個人番号の利用範囲を定めることについては、福祉、保健、もしくは医療その他社会保障、地方税または防災に関する事務その他これに類する事務について、これらの事務に限定し、同一執行機関内の事務の間で連携して特定個人情報を

利用できるようにするものです。

また、特定個人情報の提供制限の例外規定として、異なる執行機関との事務の間で連携して特定個人情報を提供できるようにするものです。

その他、市の責務として、個人情報の保護に十分配慮するとともに、本市の実情に合わせた市民サービスを行い、当該執行機関間における添付資料の省略や確認作業の削減など、市民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、本条例を制定しようとするもので、賛成多数で可決されました。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

▽館林市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例Ⅱ群馬東部水道企業団の設立に伴い、本市の水道事業を廃止するため、本条例を廃止しようとするもので、

全員一致で可決されました。

なお、本案は、地方自治法並びに館林市議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的利用等に関する条例に規定する公の施設の廃止であるため、出席議員数の3分の2以上の同意による「特別多数議決」が必要であり、議長も表決権を有することから、採決に加わりました。



4月より館林支所となる第一浄水場

▽館林市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例Ⅱ群馬東部水道企業団の設立による館林市水道事業の廃止に伴い、関係条例の整備を行うため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

条例の改正

▽館林市事務分掌条例の一部を改正する条例Ⅱ第五次総合計画後期基本計画の開始年度になることや、まち・ひと・しごと創生による総合戦略の本格的な開始年度になること、水道事業及びごみ処理施設の一部事務組合への移行を踏まえ、定員管理と一体的に検討することにより、効果的な組織機構を目指すため、組織機構の見直しを図るものです。

平成28年度より水道課が群馬東部水道企業団へ編入されることから環境水道部を廃止し、地球環境課及び資源対策課は市民部へ編入して、部の名称を市民部から市民環境部に変更するとともに、下水道課は都市基盤の一つであることから都市建設部へ編入することから現在の9部体制から8部体制にするものです。

また、財務関係を一元的に管理するため、市民部にある税務課及び納税課を政策企画部へ編入するものです。